

一休さん大黒堂の あんしんライフプラン

入院一時金付定期保険

入院一時金

傷害死亡保障

死亡保障

1年単位更新型

ご家族みんなの「あんしん」のために
一休さん大黒堂がお手伝いします。



株式会社 一休さん大黒堂

入院一時金付定期保険

月々 2,000 円の保険料で安心保障！簡単な告知だけでご加入いただけます。

わずかな保険料で充実の入院一時金・死亡保険金

- 対象年齢は 20 歳～ 44 歳
- 入院日数に関係なく
8 日間以上継続入院の場合支給
- 年齢・性別に応じわずかな保険料
『最高でも月々 2,000 円』
- 医師の診査は不要
- わかりやすい!! 保障内容『入院』『死亡』『傷害』
- 万が一のご葬儀の際にも保険により費用のご負担を軽減



暮らしに優しい保険料
ご家族に安心を
お届けいたします。

人生の整理は、思いのほかたくさん費用がかかります。

ご葬儀費用、お経・戒名などをはじめとする寺院の費用、お墓や仏壇の購入費用、家財の処理など。ご逝去後の整理費用は、葬儀社に支払う以外にもたくさんの費用が現金で必要になります。

ご葬儀費用の全国平均は約231万円

〈葬儀費用の内訳〉

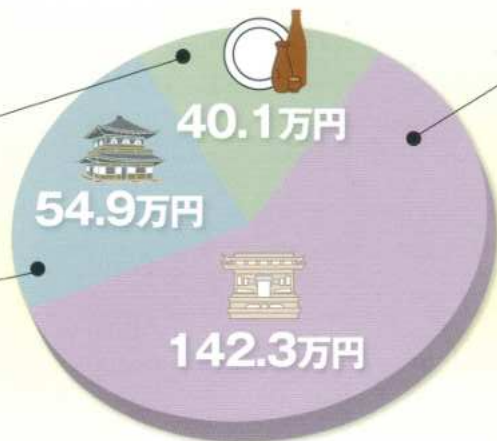
通夜からの 飲食接待費用

お通夜ふるまいやご列席の方、ご近所のお手伝いの方への飲食費など

寺院の費用

読経のお布施や戒名料など

注) 項目ごとの有効回答からそれぞれ平均費用を算出しています。よって各項目の会計と葬儀費用合計は一致しません。



葬儀一式費用

- ・式場使用料
- ・祭壇
- ・お棺
- ・位牌
- ・骨壺
- ・遺影写真
- ・霊柩車
- ・寝台車
- ・会葬礼状
- ・会葬御礼品
- ・ドライアイス
- ・生花、花輪、供養品
- ・その他の葬具
- ・マイクロバスやタクシー代など

(財)日本消費者協会「第8回葬儀についてのアンケート調査(平成19年)」より

ご葬儀以外にもこんなに費用がかかります。



- 病院に入院されていた場合は入院費用の精算
- 法要(初七日・四十九日)にかかる費用
- 法的手続きに必要な費用
- 遺産相続に関する手続きを専門家に依頼する場合の費用
- 家財処理(ご自宅のクリーニングやゴミの廃棄など)にかかる費用
- 仏壇の購入費用
- 墓石の購入費用
- 墓地霊園の購入費用 など

■ご契約事例 30歳男性 月払い 保険期間1年

月払い保険料 2,000円

30歳

31歳

32歳…

入院一時金(8日以上継続入院の場合)	195,000円	月払い保険料 2,000円
普通死亡保険金	3,000,000円	
傷害死亡保険金	6,000,000円	

■お支払い事例 30歳男性

病気により10日間入院された場合

入院一時金 **195,000円**をお支払いいたします。

(※8日以上継続入院の場合支払われます。)



ご契約パターン一覧

男性のご契約パターン

年 齢	入 院	普通死亡	傷害死亡※1	保 険 料
20～24 歳	200,000 円	3,000,000 円	3,000,000 円	1,840 円
25～29 歳	200,000 円	3,000,000 円	3,000,000 円	1,860 円
30～34 歳	195,000 円	3,000,000 円	3,000,000 円	2,000 円
35～39 歳	140,000 円	2,710,000 円	2,710,000 円	2,000 円
40～44 歳	108,000 円	2,150,000 円	2,150,000 円	2,000 円

女性のご契約パターン

年 齢	入 院	普通死亡	傷害死亡※1	保 険 料
20～24 歳	200,000 円	3,000,000 円	3,000,000 円	1,590 円
25～29 歳	195,000 円	3,000,000 円	3,000,000 円	2,000 円
30～34 歳	167,000 円	3,000,000 円	3,000,000 円	2,000 円
35～39 歳	186,000 円	3,000,000 円	3,000,000 円	2,000 円
40～44 歳	160,000 円	3,000,000 円	3,000,000 円	2,000 円

※1. 傷害死亡時の支払金額は、当表の普通死亡保険金額と傷害死亡保険金額との合計額とします。

【死亡保険金】被保険者が責任開始期以後の保険期間中に死亡したとき。

【傷害死亡保険金】被保険者が責任開始期以後の保険期間中に交通事故、不慮の事故(約款別表1)による傷害を直接の原因として、その事故の日を含めて180日以内に死亡したとき。

【入院一時金】被保険者が疾病または傷害により8日以上継続入院した場合に所定の入院一時金を支払います。但し、被保険者が同一の疾病又は不慮の事故を直接の原因として、入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなします。また、その事故の日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

株式会社 一休さん大黒堂

〒965-0818 福島県会津若松市東千石1丁目1-32

TEL.0242-28-1930

FAX 0242-28-3511

E-mail honten@1930-daikokudo.co.jp

●引受保険会社

関東財務局(少額短期保険)第50号



株式会社 サン・ライフ・ファミリー

〒254-0024 平塚市馬入本町13-2

TEL.0463-22-2953

FAX.0463-22-2963